

安全研究審議会の 進め方について

平成22年12月24日

第8回安全研究審議会

日本原子力研究開発機構

安全研究センター

(説明者： 中村 武彦)

1. 本日の審議について
2. 安全研究の評価方法の見直しについて
3. 今後のスケジュール案

1. 本日の審議について

①安全研究の評価を合理的に実施するための安全研究審議会の役割の見直し案について報告する。次に「安全研究」の中立性・透明性に関する安全研究センターの考え方について紹介し、審議頂く。

- ・本資料
- ・「安全研究」の中立性・透明性について(安研審 8-4)
— 基本的考え方 —

②「原子力の重点安全研究計画」(第1期、H17-21年度)の事後評価を行う。なお、昨年度はH17-20年度の評価を行っており、これにH21年度の成果を加えたものを報告し、審議頂く。

- ・各課題に関する成果のプレゼン(安研審 8-5～8-10)

審議の参考として、以下を配布

- ・安全研究委員会などでの評価及び所見(安研審 8-11)
- ・評価の経緯などをまとめた報告書構成案(安研審 8-12)

昨年度までの審議会での評価結果など

- ・H21年度第7回安全研究審議会速記録(安研審 参 8-1)
- ・H20年度評価報告書: 中間評価(安研審 参 8-2)
- ・H21年度評価報告書: 事前評価(安研審 参 8-3)



2. 安全研究の評価方法の見直しについて

「安全研究審議会」の役割を見直し、重点安全研究の中立性、透明性を確保するための審議に集中する。すなわち、JAEAが実施する重点安全研究全体について、実施体制、プロセス、情報の公開などを審議し、個別の研究課題の大綱的指針に基づく評価は、対応する評価委員会に委ねる。

新たに「安全研究・評価委員会」を設置し、安全研究センターが実施する安全研究について、大綱的指針に基づく独立した評価を行う。

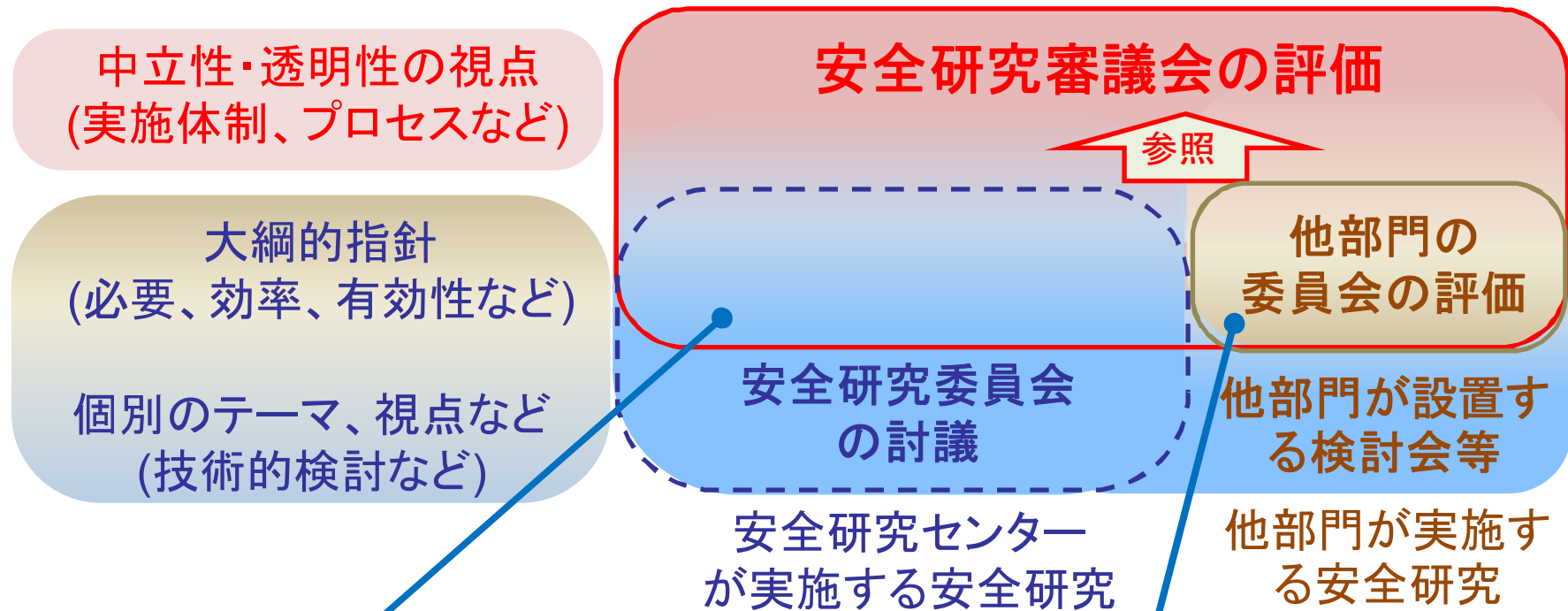
評価の形式、時期などを見直し、重点安全研究計画のみならず、保安院/JNESの安全研究計画策定に参酌されるよう評価結果の有効な活用を図る。

*「国の研究開発評価に関する大綱的指針(平成20年10月31日内閣総理大臣決定)」(以下「大綱的指針」という。)及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針(平成21年2月17日文部科学大臣決定)」に基づく評価方法を規定



現状の安全研究評価における課題

JAEAが実施する重点安全研究

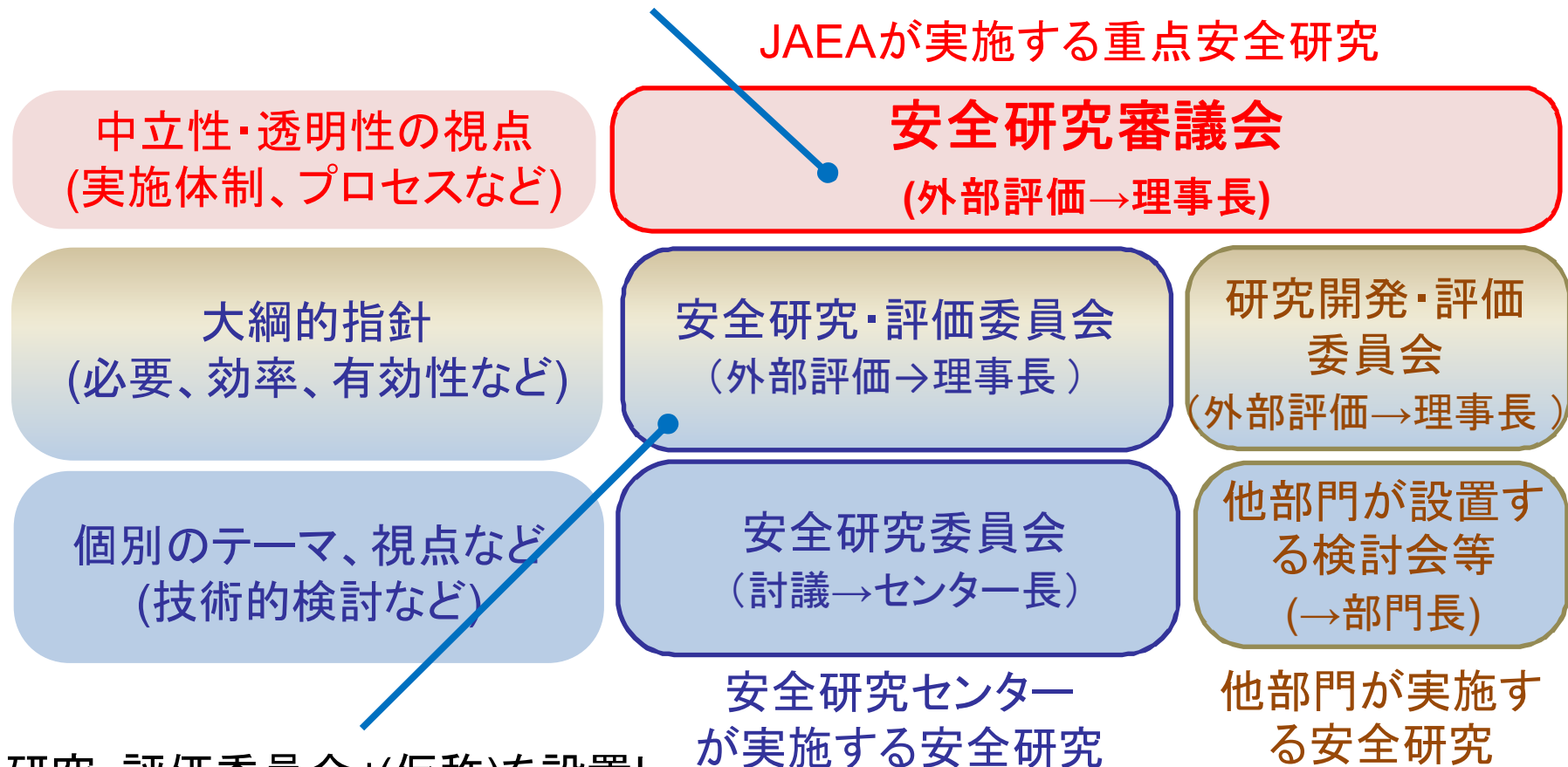


安全研究センターが実施する安全研究
に対する独立した評価が得られにくい

他部門が実施する安全研究に対する
外部評価が重複

見直しの方向

「安全研究審議会」は、JAEAが実施する「重点安全研究」全体について中立性・透明性を確保する視点から審議を行う。



「安全研究・評価委員会」(仮称)を設置し、安全研究センターが実施する「重点安全研究」について独立した評価を実施する。



安全研究審議会における今後の審議見通し

原子力安全委員会が行う第2期重点安全研究の評価に対応する定期的な審議

- ・中間評価(H22-24)に先立つJAEAとしての評価
- ・総合評価(H22-26)に先立つJAEAとしての事後評価及び次期計画の事前評価

産学官の意思疎通の強化や共通認識の醸成の重要性が指摘されている安全基盤研究^{*1}などに対応して行われる連携^{*2}など、新たな研究実施体制の導入などに対応して随時行う審議

^{*1}:安全基盤研究

安全基盤研究とは、規制当局、教育研究機関、公的研究開発機関等で行われる主として安全規制を目的とする研究、産業界等で行われる主として安全性、信頼性向上を目的とする研究を総称する。

^{*2}:産業界と規制当局の連携

規制当局の判断の独立性、研究実施の透明性を確保しつつ、安全基盤研究を産業界及び規制当局が連携して行うことは研究資源の効率化の観点から望ましいと考えられる。産業界と規制当局の連携の基本的な考え方、連携の実効性を確保する具体的な協力のあり方及び考慮すべき課題等について検討する。その際、特に、研究実施の透明性を確保することが重要である。

(総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会原子力安全基盤小委員会報告～原子力の安全基盤の強化について～平成19年10月 原子力安全・保安院)

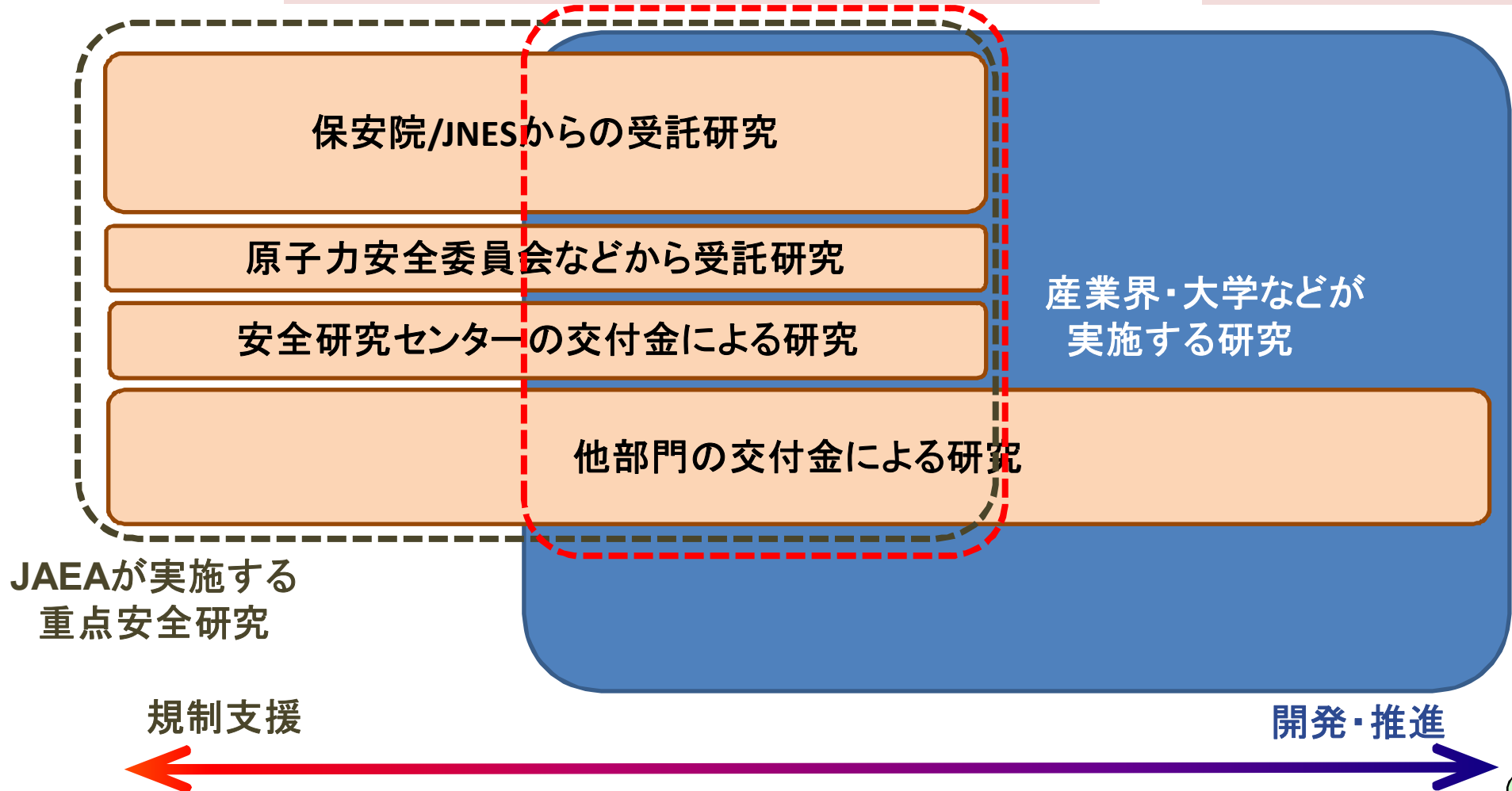


安全研究審議会における今後の審議見通し

基礎・基盤など、規制及び推進両者の観点から重要であり、マッチングファンド研究、共同研究など、多様な枠組み・連携が検討されている領域



中立性・透明性を確保するため、実施体制などに関する審議





3. 今後のスケジュール案

- ・JAEA内の規定類を見直し、「安全研究・評価委員会」をH23年1月1日に新設する。
- ・「第1回安全研究・評価委員会」を年度内にJNES原子力安全研究評価委員会の検討に活用出来る時期に開催する。
- ・「安全研究審議会」は、「重点安全研究計画」の中間評価、事前評価、事後評価に対応する時期等に開催する。

年度	平成22					平成23				
月	11	12	1	2	3	4-6	7-9	10-12	1-3	
安全研究 審議会		▲ 第8回12/24 ・評価見直しの検討 ・第1期(H17-21)成果の審議							「第2期重点安全研究計画」の中間評価 あるいは、実施体制の見直し等に合わせ て開催	
安全研究・ 評価委員会	関連する規程類の見直し		▲ 設置		▲ 第1回 ・H22年度成果の評価 ・第2期(H22-26,特に23)計画の評価			▲ 第2回 ・H23年度成果の評価 ・第2期(特に24)計画の評価		
関連する 評価 など					JNES原子力安全研究評価委員会による評価・ 安全研究計画のまとめ					
					原子力安全基盤小委員会					